

FPのための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.10

業績予想開示の見直し

会計・税務 ZOOM UP!

も、「業績予想開示の今日的意義とそのための実務負荷を総合的に勘案し、廃止あるいは完全な自主開示化および決算短信の様式の見直しを検討すべき」という提言を行っていた（注2）。

これらの提言等を受けて、2011年7月に東京証券取引所は、業績予想開示の実務の見直しを検討するにあたり、「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」（以下、報告書）をとりまとめ公表したのである。

本稿では、この報告書等について概説する。

1. 現在の業績予想の開示方法

現在の業績予想の開示方法は、原則として、決算発表時（年度および四半期ごと）に決算短信のサマリー情報において特定の数値により開示することになっている。ただし、事業環境の動向等による業績の変動幅が大きく、特定の数値による予想が困難な場合（特定の数値による予想を開示することで投資者にかえって誤解を与えるおそれがある場合）には、レンジ形式による開示も認められる。

予想指標としては、売上高、営業

利益、経常利益、当期純利益、一株当たり当期純利益および配当の開示が要請されている。ただし、各社の実態に応じて適切な指標を追加することも可能。

業績予想の期間は、通期および第2四半期連結累計期間とすることが要請されている。6カ月の情報と12カ月の情報についての特定の数値を開示することが原則となっている。

ただし、第2四半期連結累計期間の業績予想については、業績管理を年次でのみ行っている等の理由により予想値がない場合には、記載を省略することができる。

また、市況等の変動による影響が極めて大きく投資者から誤解されない適切な予想数値の開示が困難である場合には、開示自体を省略することも可能とされている。省略する場合は、業績予想を開示できない合理的な理由並びに期末または四半期末に近づき予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨およびその開示を行う時期の見込みを記載することが求められる。

さらに、適切な予想の開示が困難である場合には、開示自体を省略することも可能とされている。省略する場合は、業績予想を開示できない合理的な理由並びに期末または四半期末に近づき予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨およびその開示を行う時期の見込みを記載することが求められる。

2. 諸外国における業績予想開示の状況

海外でも、多くの上場会社が財務指標を含む将来予測情報を開示している（図表参照）。報告書によると、米国、英国、ドイツ、フランスの開示例によれば、開示手段、開示項目について、「一定の傾向は見られる

ものの基本的には各社各様」との指摘がなされている。

諸外国と比べてわが国は、「開示項目が規格化され、大多数の上場会社の開示内容が同様である」として

いる。実際に、2010年3月期の東京証券取引所の上場会社における決算発表では、96・72%の上場会社が、業績予想として通期の見直し

図表 諸外国の業績予想開示制度

	業績予想開示規制	開示項目	対象期間
米国	なし	○売上高、設備投資、税率、一株当たり利益（EPS）など ○主にレンジ形式で提供	
英国	なし	○売上高、税引前利益、一株当たり利益（EPS）、フリーキャッシュフローなど ○増加率やレンジ形式、文章による説明などで開示する例あり	○1年先が多い ○半年、3年先、5年先までなど様々
ドイツ	あり（会社法に規定あり）	○売上高、一株当たり利益（EPS）、EBITDA（営業利益＋減価償却費）、資本的支出、研究開発費など	○1年先については、定量的な情報を含む詳細な情報を開示するケースが多い ○2年先については、詳細な情報を開示する例、トレンド情報に留める例あり
フランス	なし	○売上高、純利益増加率、営業利益率、EBITDA（営業利益＋減価償却費）、フリーキャッシュフロー、一株当たり利益（EPS）、資本的支出など ○増加率やレンジ形式、文章による説明などで開示する例あり	○1年先が多い ○2年先に言及する例あり

（出所）「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

を特定数値で開示していることから窺える。

3. 業績予想開示の意義

報告書では、「上場会社が投資者の投資判断に有用な情報を開示することは、上場会社と情報利用者との重要な情報の格差の解消につながるものであり、証券市場の健全な運営上望ましい」として、業績予想開示の重要性を指摘している。

4. 業績予想開示の問題点と見直しの方向性

報告書では、現在行われている業績予想開示の問題点として、「原則的な取扱いの遵守にこだわり過ぎると、合理的とは言えない業績予想の開示が行われたり、上場会社に必要以上の負担をかけたおそれが高い」、「一定の前提を置いて算出した将来の業績に関する数値があったとしても、経営目標としての側面が強いものであり、投資者にとって有用なものとは言えないケースや、無理に規格化された画一的な情報を提供しかえって市場を混乱させるケースがあり得る」といった点が指摘されている。

これらの問題点に対し、報告書で

は、業績予想開示の望ましい方向性として、レンジ形式で予想を開示すること、決算発表時に業績予想が開示できない場合に合理的な予想が開示できる時点で開示すること、1年の予想が難しい場合に1年よりも短期の予想を開示すること、などが挙げられている。

5. 今後の予定

新成長戦略において2011年度中に実施すべき事項として、「取引所の取組の徳憑（しやうよう）」（注3）が掲げられていることから、2011年度内に具体的な内容がまとめられ、2012年3月期から適用することが想定されている。

（注1）<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>

（注2）<http://www.keidanen.or.jp/japanese/policy/2010/069.html>（注3）他の人が勧めてそうするよう仕向けること。



鳥毛拓馬
大和総研
研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。

会計・税務 ZOOM UP!